

鳥取県林地開発条例に対する意見募集の結果

森林保全課

鳥取県林地開発条例の制定に当たり、平成17年9月28日から10月14日まで、県民からの意見募集を行ったところ、6件の意見が寄せられました。

【意見の概要】

1 意見の提出件数

6件（個人：3件、採石等団体：1件、採石業者：2件）（内訳
メール3、ファックス3）

2 意見の要旨及び意見に対する考え方

(1) 罰則規定等の必要性

意 見	意見に対する考え方
○ 許可取消、罰則規定、文書指導が必要。	<ul style="list-style-type: none">● 遵守義務違反、命令違反などの場合は、許可取消を行うよう、条例で定める。● 罰則よりも、指導や命令を規定し、その厳格な運用により開発行為の適正な実施を図ることが肝要との考え。● 違反行為に対する文書指導は、その期限、改善計画の提出期限を条例で定める。

(2) 許可基準

意 見	意見に対する考え方
○ 採石法、森林法等の対応の統一が必要。	<ul style="list-style-type: none">● 両者の法律は目的が異なるが、許可基準については整合性を図るよう、関係部局と調整中。

(3) 許可対象面積等（2件）

意 見	意見に対する考え方
○ 1ヘクタール未満であっても許可の対象とすべき。	<ul style="list-style-type: none">● 1ヘクタールの根拠は森林法施行令で規定。● 本条例は、開発行為の適正な実施を主眼に置いたものとの考え。

(4) 条例による規制

意 見	意見に対する考え方
○ 命令の強化は誤り。 ○ 採石業者がいらないということか。	<ul style="list-style-type: none">● 本条例は、県の責務や開発者が遵守すべき事項を明らかにするとともに、県が指導監督を行うべき基準等を定め、違反行為に対しては厳正に対処するものであり、命令の強化ではないとの考え。● 林地開発許可は、森林の公益的機能維持のためのもの。● 採石業は、県のインフラ整備を進める上で必要な産業であるが、適正な開発（採石）の実施が必要との考え。

(5) 提出書類等

意 見	意見に対する考え方
○ 事業者の育成に力を入れるべき。 ○ 採石条例に基づく書類と同様のものを提出する必要があるか。 ○ 事業者への説明会が必要。	<ul style="list-style-type: none">● 本条例は、事業者に対する指導監督の根拠を定めるもの。● 重複する提出書類については、個々にその必要性を検討。● 条例施行までに、事業者に対する説明会を開催。